

ブロードコム・リミテッドとブロケード・コミュニケーションズ・システムズ・インクの統合**【文 献 種 別】** 審査結果／公正取引委員会**【裁判年月日】** 平成 30 年 6 月 6 日（「平成 29 年度における主要な企業結合事例について」事例 4）**【事 件 名】** ブロードコム・リミテッドとブロケード・コミュニケーションズ・システムズ・インクの統合**【参 照 法 令】** 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 10 条及び 15 条**【掲 載 誌】** 公正取引委員会ホームページ**事実の概要**

半導体機器の製造販売業等を営むブロードコム・リミテッド（以下、「ブロードコム」、ブロードコムを最終親会社とする企業結合集団を「ブロードコムグループ」という。）の子会社と、ネットワーク用ハードウェア、ソフトウェアの製造販売業等を営むブロケード・コミュニケーションズ・システムズ・インク（以下、「ブロケード」。また、ブロケードを最終親会社とする企業結合集団を「ブロケードグループ」という。ブロードコムグループとブロケードグループを併せて「当事会社グループ」という。）が、ブロケードを存続会社として合併した後、ブロケードの株式をブロードコムの他の子会社が全部取得すること（以下、「本件行為」という。）を計画した。

通信ネットワークにおいて、データを外部記憶装置（以下、「ストレージ」）に書き込む、又はストレージからデータを読み出すためには、サーバーとストレージが接続される必要があり、ネットワークとしてファイバーチャネルが使用されているものをファイバーチャネル・ストレージエリアネットワーク（以下、「FCSAN」）、イーサネットを用いたインターネット・プロトコルネットワークにより接続されているものをインターネット・プロトコル・ストレージエリアネットワーク（以下、「IPSAN」という。

FCSAN は、FCSAN を構成する際に必要となる中継装置となる FCSAN スイッチを通じて、データの出入力の処理等を行うファイバーチャネル・ホストバスアダプター（以下、「FCHBA」）が搭載

されたサーバーをストレージに接続するための専用ネットワークである。

本件当事会社のブロケードグループは FCSAN スイッチを製造販売しており、ブロードコムグループは FCHBA を製造販売している。また、ブロードコムグループは FCSAN スイッチ及び FCHBA に使用されているアプリケーション・スペシフィック・イテグレートッドサーキット（以下、「ASIC」）を製造販売している。ASIC はある特定の顧客のためだけに主として顧客独自の設計に基づき製造されるものであり、ASIC を顧客にとって独自のものとする知的財産及び秘密情報は主として顧客側に属している。

判断の要旨**1 商品の範囲**

(1) FCSAN スイッチ用 ASIC について「FCSAN スイッチには、……FCSAN スイッチ用 ASIC……が搭載されるが、FCSAN スイッチ用 ASIC は、他の各特定用途向けの ASIC に使用することはできず、他の各特定用途向けの ASIC を FCSAN スイッチ用 ASIC として使用することはできない。したがって、FCSAN スイッチ用 ASIC と他の各特定用途向けに使用される ASIC との間に需要の代替性は認められない。また、FCSAN スイッチ用 ASIC を製造するためには、当該用途に関する研究開発への投資及び回路設計の開発が必要となり、他の各特定用途向けに使用される ASIC を製造する事業者が FCSAN スイッチ用 ASIC を新たに製造するのは容易ではないことから、FCSAN スイッチ用

ASIC と他の各特定用途向けに使用される ASIC との間に供給の代替性は認められない。以上から、本件では、『FCSAN スイッチ用 ASIC』を商品範囲として画定した。」

(2) FCSAN スイッチについて「FCSAN スイッチと IP /イーサネット・ネットワークングルータ及びスイッチでは機能が異なり、代替して使用することはできないことから、需要の代替性は認められない。また、FCSAN スイッチと IP /イーサネット・ネットワークングルータ及びスイッチの製造設備は異なっており、製造設備の切替えは容易ではないことから、供給の代替性も認められない。以上から、本件では、『FCSAN スイッチ』を商品範囲として画定した。」

(3) FCHBA について「サーバーとストレージを FCSAN により接続するためには、FCSAN スイッチが必要であり、IPSAN による接続には一般的にインターネット・スモールコンピュータシステム・インターフェース（以下「iSCSI」という。）HBA がサーバーに接続される。FCHBA と iSCSIHBA では機能が異なり、代替して使用することはできないことから、需要の代替性は認められない。また、FCHBA と iSCSIHBA の製造設備は異なっており、製造設備の切替えは容易ではないことから、供給の代替性も認められない。以上から、本件では、『FCHBA』を商品範囲として画定した。」

2 地理的範囲

『FCSAN スイッチ用 ASIC』、『FCSAN スイッチ』及び『FCHBA』のいずれについても、輸送上の制約はなく、製品価格に占める輸送費、関税等の割合が低いことから、国内外で価格差がほとんどみられない。また、供給者は需要者の所在する国を問わず取引しており、需要者も国内外の供給者を差別することなく取引している。以上から、『世界全体』を地理的範囲として画定した。」

3 垂直型企業結合

「FCSAN スイッチ用 ASIC の市場には市場シェア約 65% の有力な A 社が存在し（ブロードコムグループは市場シェア約 35%＝筆者挿入）、B 社は必ずしもブロードコムグループから FCSAN スイッチ用 ASIC を調達しなければならないわけではないため、仮にブロードコムグループが FCSAN スイッチ用 ASIC の取引を拒否したり、価格を引き上げたとしても、B 社は A 社から当該製品を購入することができる。以上から、投入物閉鎖による

市場の閉鎖性・排他性の問題は生じないと認められる。」

「川下市場においては少なくとも市場シェアの約 25% を有する B 社があり、FCSAN スイッチ用 ASIC の製造販売業者 2 社の製品に性能差等の違いはなく、B 社は調達先の切替えに障壁はないことから、A 社は B 社向けに供給を振り替えることができる。以上から、顧客閉鎖による市場の閉鎖性・排他性の問題は生じないと認められる。」

ブロードコムグループによる A 社の秘密情報の入手による市場への影響について「ASIC はある特定の顧客のためだけに主として顧客独自の設計に基づき製造されるものであり、ASIC を顧客にとって独自のものとする知的財産及び秘密情報等は、主として顧客側に属している。したがって、A 社の秘密情報の共有により、FCSAN スイッチ用 ASIC 市場の競争に影響を及ぼすおそれはないものと認められる。」また、「B 社製 FCSAN スイッチとプロケードグループ製 FCSAN スイッチとは性能差があることに加え、ブロードコムグループは、B 社との間で秘密保持契約を締結等しており、互いの製品開発情報、価格情報等が遮断されることから、FCSAN スイッチ市場の競争に影響を及ぼすおそれはないものと認められる。」

4 混合型企業結合について

「FCHBA 市場には約 55% の市場シェアを有する C 社があり（ブロードコムグループの市場シェアは約 45%＝筆者挿入）、一定程度の供給余力を有している状況に加え、FCHBA は製品により多少の使い勝手の差はあるものの、需要者は、主に価格で FCHBA の調達先を決定しており、調達先を C 社に変更することに支障はない。以上のことから、FCSAN スイッチ市場の閉鎖性・排他性の問題は生じないと認められる。」

「ブロードコムグループ製 FCHBA でしか使用できない仕様のプロケードグループ製 FCSAN スイッチを製造販売する、又はブロードコムグループ製 FCHBA でしか 100% の性能を発揮できない仕様のプロケードグループ製 FCSAN スイッチを製造販売した場合、C 社の FCHBA が不利な立場に置かれる可能性があり、特に次世代製品については、プロケードグループ製 FCSAN スイッチとの接続性がない又は十分な接続性が発揮できなければ、需要者は C 社製の FCHBA を購入することはないと考えられる。したがって、当事会社は

FCHBA 市場を閉鎖する能力を有していると認められる。また、FCHBA 市場を閉鎖することにより当事会社は利益を増加させることが可能となることから、当事会社は FCHBA 市場を閉鎖するインセンティブを有していると認められる。」「本件行為により、ブロードコムグループがブロードコムグループを通じて C 社の FCHBA に関する秘密情報を入手するなどして、FCHBA 市場の競争において、当事会社グループが C 社より優位に立つ可能性がある。」「以上のとおり、当事会社グループが FCSAN スイッチの仕様を当事会社グループ以外の FCHBA に対して閉鎖的なものとする事及び競争事業者の FCHBA に関する秘密情報を共有することにより、FCHBA 市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる蓋然性が認められる。」

5 当事会社グループによる問題解消措置の申出

当事会社グループは、問題解消措置として、①当事会社グループの FCSAN スイッチと競争事業者の FCHBA との間の接続性の確保及び差別禁止、②競争事業者の FCHBA に関する秘密情報の保護、③独立した第三者（監視受託者）へ遵守状況の定期報告を行うことを申し出た。

公取委は、「当事会社グループは FCSAN スイッチ及び FCHBA の製品開発のあらゆる段階において、当事会社グループの FCHBA と同程度の接続性を競争事業者の FCHBA についても確保し、その支援等を行うものである」こと（①）、「競争事業者の FCHBA に関する情報が秘密情報として扱われ、当事会社グループの製品開発等を行う部門と競争事業者の FCHBA との接続性を確認等する部門とが遮断等されるものであり」（②）、競争事業者が不利な影響を受けることを防止する有効な措置であると認められるとして、当事会社グループが本件問題解消措置を講じれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

検討

一 意義

本件は、初めて機器間の技術的な接続性の確保が問題解消措置とされた事件である（本件以外にも、同様の措置として採られたクアルコム・NXP 事件（平成 29 年度事例 3）があるが、中国競争当局の承認を得られず、クアルコムは最終的に買収を断念

している）。機器間の技術的な接続性は商品同士の強制取引とは異なり、抱き合わせとして構成することが難しいことから、企業結合規制で問題解消措置を行うことが有効であるものと考えられる。また、本件では、競争事業者の FCHBA に関する秘密情報の共有による市場への悪影響が懸念されている（白石忠志「平成 29 年度企業結合事例集の検討」公取 814 号（2018 年）15 頁、田平恵「非水平型企業結合と問題措置——ブロードコム／ブロードコム事例」公取 814 号（2018 年）27 頁参照）。なお、本件は、第一次審査という早い段階で問題解消措置が申し出られたものである。

二 垂直型企業結合

垂直型企業結合及び混合型企業結合においては、公取委実務の従来の考え方によれば、投入物閉鎖及び顧客閉鎖のインセンティブを見ていく形が取られている（田辺治＝深町正徳『企業結合ガイドライン』（商事法務、2014 年）181～209 頁）。本件では、投入物閉鎖及び顧客閉鎖のインセンティブというよりも、当事会社の能力について詳細に検討している（判断の要旨 4）。

企業結合ガイドラインによれば、垂直型企業結合及び混合型企業結合は、一般的には「一定の取引分野における競争単位の数を減少させないので、水平型企業結合に比べて競争に与える影響は大きくなく、市場の閉鎖性・排他性、協調的行動等による競争の実質的制限の問題を生じない限り、通常、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとは考えられない。」（企業結合ガイドライン第 5、1）。しかし、垂直型企業結合により「当事会社グループ間でのみ取引することが有利になるため、事実上、他の事業者の取引の機会が奪われ、当事会社グループ間の取引部分について閉鎖性・排他性の問題が生じる場合がある。」（企業結合ガイドライン第 5、1(1)）。

本件では、ブロードコムと B 社との間で製品開発情報、価格情報等が遮断される内容の秘密保持契約が締結されていることを前提として、問題無しとされている。本件企業結合により、ブロードコムが A 社の情報を取得することができることは確かであるから、当該秘密保持契約が行われていた場合にはどのような判断がなされていたかは定かではない。しかし、既に問題解消措置に相当する手段が講じられており、本件の垂直的企業結合

による市場の閉鎖性・排他性の問題は生じないものと判断されたと考えられる（白石・前掲 14～15 頁、田平・前掲 26 頁に同旨）。

秘密情報の取得に関する評価についてはガイドラインで言及されていないが、これまでの公表事例では、競争者の機密情報の取得により当事会社が不当に有利になることが懸念された代表的な事件として ASML・サイマー統合事件（平成 24 年度事例 4）がある（その他、日本製鋼・天辻鋼球株式取得事件（平成 17 年度事例 7）、日本電工・中央電気工業株式取得（平成 25 年度事例 3）、そして、王子・中越パルプ株式取得（平成 26 年度事例 3）、ラム・KT 統合事件（平成 28 年度事例 8）等がある）。

三 混合型企業結合

混合型企業結合は、既に述べた通り競争単位が減ることではないため、一般的には水平型企業結合に比べて競争に与える影響は小さく、市場の閉鎖性・排他性、協調的行動等による競争の実質的制限の問題を生じない限り、通常、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは考えられない。しかし、「混合型企業結合が行われ、当事会社グループの総合的な事業能力が増大する場合にも、市場の閉鎖性・排他性等の問題が生じるときがある。例えば、企業結合後の当事会社グループの原材料調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力等の事業能力が増大し、競争力が著しく高まり、それによって競争者が競争的な行動をとることが困難になり、市場の閉鎖性・排他性等の問題が生じるときがある。」（企業結合ガイドライン第 5、1(1)）。

混合企業結合では、他の市場に市場支配力を梃子（レバレッジ）できるかを検討する手法が用いられることがあり（そのような例としてインテル・アルテラ統合（平成 27 年度事例 4）、垂直的企業結合の分析手法と同様、市場閉鎖を行う能力及びインセンティブから検討することになる（武田邦宣「企業結合規制の現代的課題」公取 810 号（2018 年）27 頁、白石・前掲 15 頁参照）。本件の混合型企業結合においては、市場シェア、代替性、接続性、そして当事会社が FCHBA 市場を閉鎖するインセンティブについて検討されている（大半が能力に関する記述であり、インセンティブに関する記述はわずかであるとの指摘として、白石・前掲 16 頁）。

四 問題解消措置

本件では、①当事会社グループの FCSAN スイッチと競争事業者の FCHBA との間の接続性の確保及び差別禁止、②競争事業者の FCHBA に関する秘密情報の保護を行うこと等が申し出られている。①について、本件は初めて接続性の確保に関する問題解消措置がとられた点で重要であり、技術的な接続性の確保を企業結合規制にて対処している。この点、本件と同様接続性の確保が問題解消措置として行われたクアルコム・NXP 事件（平成 29 年度事例 3）では、接続性の確保に関して 8 年という制限がかかっているが、本件では期間の制限が設けられていない。報告期間が 10 年間であるということから、事実上は 10 年間接続性を確保すれば良いということになると思われるが、トラステイーが解散された場合に接続性の確保についてどうなるのかについては不明確さが残っている。

また、②については、秘密情報の遮断が用いられているが、この手段に頼りすぎることは望ましくない。実効性確保や管理費用の観点からは慎重に用いられるべきことが指摘されている（武田・前掲 28 頁）。また、実効性確保の観点から、できる限り問題となる情報を特定し、継続的に遮断効果のある措置が採られるべきである（伊永大輔「企業結合規制における問題解消措置」ジュリ 1451 号（2013 年）43 頁に同旨）。問題解消措置の実効性については、欧米と比較した場合に、その担保方法が弱いことから、より実効性のある方法が検討されることが望ましい（川濱昇「新日本製鐵株式会社と住友金属工業株式会社の合併計画に関する審査結果について」NBL980 号（2012 年）76 頁に同旨）。

● 参考文献

本文中に掲げたもののほか、
 深町正徳「平成 29 年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例」公取 814 号（2018 年）2 頁。
 池田千鶴＝松島法明「垂直統合による市場閉鎖——ASML・サイマー統合事件」岡田羊祐＝川濱昇＝林秀弥『独禁法審判決の法と経済学』（東京大学出版会、2017 年）127 頁。
 白石忠志『独禁法講義〔第 8 版〕』（有斐閣、2018 年）213～216 頁。

山口大学准教授 瀧川和彦